（事業主の方へ）

令和４年11月までの雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和４年９月３０日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和４年11月30日**まで以下の通りとなります。

特例措置の内容について

（注）金額は１人１日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合(※１)**

判定基礎期間の初日		令和４年	
		3～9月	10～11月
中小企業	原則的な措置(※2)	4/5（9/10） 9,000円	4/5（9/10） 8,355円
中小企業	業況特例(※3)・地域特例	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 12,000円
大企業	原則的な措置(※2)	2/3（3/4） 9,000円	2/3（3/4） 8,355円
大企業	業況特例(※3)・地域特例	4/5（10/10） 15,000円	4/5（10/10） 12,000円

（※１）
原則的な措置では、令和３年１月８日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の４／５以上」
地域・業況特例では、令和３年１月８日以降の解雇等の有無

（※２）
生産指標が、前年同期比（前々年同期、３年前同期又は過去１年のうち任意月との比較でも可）で１か月５％以上減少している事業主。
雇用調整助成金の支給申請を初めて行う判定基礎期間の初日（対象期間の初日）が令和４年10月1日～令和４年11月30日までの間にある場合は、生産指標が１か月10%減少している事業主。

（※３）
生産指標が、最近３か月の月平均で前年、前々年又は３年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和４年４月以降は毎回、業況の確認を行っている。

お願い

支給申請の**都度**、厚生労働省ＨＰから**最新様式のダウンロード**をお願いします。
令和４年10月分以降の1人1人あたりの上限額を踏まえた支給額の自動計算は、最新の様式により対応しております。

その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

不正受給への対応を厳格化しています

不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行っています。不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。

- 事業所名等の積極的な公表
- ５年間の不支給措置
- 捜査機関との連携強化
- 予告なしの現地調査
- 返還請求（ペナルティ付き）

ご一報ください

申請事業主の皆さま
- 申請内容に誤りがあった場合
- 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま
- 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

リーフレット

不正受給の対応を厳格化しています

「業況特例」又は「地域特例」に該当する事業主の方へ

業況特例　（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの３ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または３年前同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和４年９月５日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）

判定基礎期間の初日が令和４年４月１日以降の休業等について**業況特例**の申請を行う**全ての事業主**は、**申請の都度**、**業況の確認**を行いますので、**売上等の生産指標の提出が必要になります**。その際、提出する生産指標は、最新の数値を用いて判断することになります**（原則として生産指標を変更することはできません。）**。

地域特例　（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

⑴緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、

⑵緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、

⑶要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、

⑷休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

お問合せ先　**ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。**

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-603-999　受付時間　9：00～21：00　土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

LL040930企01

雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ

「対象期間」の延長のお知らせ

- 雇用調整助成金は、通常、１年の期間（＝対象期間）内に実施した休業等について受給することができます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、１年を超えて引き続き受給することができます。
- 今般、対象期間の延長を行ったことから、雇用調整の初日が令和２年１月24日から同３年11月30日までの間に属する場合は、1年を超えて引き続き受給できるようになります。

１年を超えて引き続き受給できる期間 ⇨ 《変更前》令和４年9月３０日まで
《変更後》**令和４年11月30日まで**

変更前

変更後

お問合せ先　**ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。**

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-603-999　受付時間　9：00～21：00　土日・祝日含む

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

LL040930企02

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を申請される事業主や従業員の皆さまへ

雇用調整助成金 不正受給 の対応を 厳格化 しています

不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

事業所名等の積極的な公表 予告なしの現地調査

- 不正受給した事業所名等を**積極的に公表**します
- 都道府県労働局が、事前**予告なしの現地調査**（事業所訪問・立入検査※）を行います
- 不正**「指南役」の氏名等も公表**の対象となる場合があります

※雇用保険法第79条に基づく検査です。支給決定から5年間は現地調査を行う場合があります。申請事業主は提出書類の保存が必要です。

返還請求（ペナルティ付き）

- 「不正発生日を含む期間以降の全額」＋「不正受給額の2割相当額」（**ペナルティ**）＋「延滞金」の合計額を返還請求します

5年間の不支給措置

- 雇用調整助成金だけでなく、**他の雇用関係助成金**も**5年間の不支給措置**となります
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を招きます

捜査機関との連携強化

- 都道府県労働局は、不正受給対応について**都道府県警察本部との連携を強化**しています
- 悪質な場合、**捜査機関に対し刑事告発**を行います

ご一報ください

申請事業主の皆さま
- **申請内容に誤りがあった場合**
- **受給した助成金の返還を希望される場合**

従業員の皆さま
- **不正受給に関する情報を把握している場合**

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

※ 連絡先は裏面を参照してください

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局・ハローワーク

LL040628企03

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の不正受給に関する通報窓口一覧

都道府県労働局	通 報 先	電 話 番 号
北 海 道	雇用助成金さっぽろセンター、各ハローワーク	011-788-2294
青 森 県	職業対策課	017-721-2003
岩 手 県	職業対策課分室 助成金相談コーナー	019-606-3285
宮 城 県	職業対策課 助成金部門	022-299-8063
秋 田 県	職業対策課、各ハローワーク	018-883-0010
山 形 県	雇用調整助成金事務室	023-666-3614
福 島 県	職業対策課	024-529-5409
茨 城 県	職業対策課、各ハローワーク	029-224-6219
栃 木 県	職業対策課分室（助成金事務センター）、各ハローワーク	028-614-2263
群 馬 県	職業対策課	027-210-5008
埼 玉 県	職業対策課、各ハローワーク	048-600-6209
千 葉 県	職業対策課	043-221-4393
東 京 都	東京労働局ハローワーク助成金事務センター	03-5909-3122
神 奈 川 県	職業対策課	045-650-2801
新 潟 県	職業対策課 助成金センター、各ハローワーク	025-278-7181
富 山 県	職業対策課 助成金センター	076-432-9162
石 川 県	職業対策課、各ハローワーク	076-265-4428
福 井 県	職業対策課	0776-26-8613
山 梨 県	職業対策課	055-225-2858
長 野 県	職業対策課、各ハローワーク	026-226-0866
岐 阜 県	職業対策課 助成金センター	058-263-5650
静 岡 県	職業対策課 雇用調整助成金センター、各ハローワーク	054-653-6116
愛 知 県	あいち雇用助成室	052-219-5518
三 重 県	職業対策課 助成金室	059-226-2111
滋 賀 県	職業対策課	077-526-8686
京 都 府	雇用調整助成金相談センター	075-256-8339
大 阪 府	助成金センター	06-7669-8900
兵 庫 県	ハローワーク助成金デスク	078-221-5440
奈 良 県	職業対策課 助成金センター	0742-35-6336
和 歌 山 県	職業対策課	073-488-1161
鳥 取 県	職業対策課、各ハローワーク	0857-29-1708
島 根 県	職業対策課	0852-20-7020
岡 山 県	職業対策課 助成金事務室	086-238-5301
広 島 県	職業対策課	082-502-7832
山 口 県	職業対策課	083-995-0383
徳 島 県	職業対策課、各ハローワーク 助成金センター	088-611-5387 088-622-8609
香 川 県	職業対策課	087-811-8923
愛 媛 県	職業対策課分室（助成金センター）	089-987-6370
高 知 県	職業対策課	088-885-6052
福 岡 県	福岡助成金センター　雇用調整助成金分室	092-402-0537
佐 賀 県	職業対策課	0952-32-7217 0952-32-7173
長 崎 県	職業対策課	095-801-0042
熊 本 県	職業対策課	096-211-1704
大 分 県	大分助成金センター	097-535-2100
宮 崎 県	宮崎労働局 助成金センター	0985-62-3125
鹿 児 島 県	職業対策課	099-219-5101
沖 縄 県	職業対策課	098-868-3701

労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／人材を確保したい事業主の皆さまへ

在籍型出向で 従業員の雇用を守りませんか？ 人材を確保しませんか？

新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、
人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。
皆さまも、人材に関するお悩みを「在籍型出向」で解決してみませんか？

出向ハンドブック　助成金ガイドブック

「在籍型出向」とは？

▶詳しくは出向ハンドブック８ページ

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び**、一定期間継続して勤務することをいいます。

「在籍型出向」の事例

▶詳しくは出向ハンドブック２ページ

旅行代理店（出向元）

インバウンド観光客を対象とする旅行企画・営業がほとんど稼働していないため、雇用過剰となっている。旅行需要が回復するまで従業員の雇用維持を図りたい。

＜企業規模：30～49人＞

出向期間12か月
出向労働者1名

保育所（出向先）

保育所での給食の調理補助者が育児休業を取得することになったので、１年間限定で勤務してくれる方を探している。

＜企業規模：50～99人＞

「在籍型出向」のメリット

▶詳しくは出向ハンドブック６ページ

実際に在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者へのアンケート結果です。

出向元企業

- 出向労働者の**労働意欲の維持・向上**につながる（63%）
- 出向労働者の**キャリア形成・能力開発**につながる（59%）
- 出向期間終了後、出向労働者が**自社に戻ってくることが確実**である（56%）
- 出向労働者への刺激になり、**自社の業務改善や職場活性化**に期待ができる（50%）

出向先企業

- 人手不足が解消され、**自社の従業員の業務負担を軽減**できる（75%）
- **社会人としての基礎スキルや職務に必要な職業能力を持った人材を確保**できる（52%）
- 自社の従業員への刺激になり、**業務改善や職場活性化が期待**できる（42%）
- 新たに採用するよりも**人材育成のコストを抑制**できる（38%）

出向労働者

- 出向先での新しい仕事の経験が**キャリアアップ・能力開発**につながる（57%）
- 出向元での雇用が維持されているので**安心して働く**ことができる（46%）
- これまでどおりの収入を確保できたため**生活面の安定**が図られる（38%）

厚生労働省　都道府県労働局・ハローワーク

LL040930政02

「在籍型出向」を開始するまでのステップ

ステップ1 出向の相手を見つける

出向元　出向先

▶詳しくは出向ハンドブック10ページ

- 在籍型出向を実施した企業によると、出向の相手先は、もともと取引関係のある企業であった場合が約半数、公的機関からの紹介による場合が約２割程度です。
- （公益財団法人）産業雇用安定センターは、出向のマッチング支援を無料で行っています。全国47都道府県の事務所に配置しているコンサルタントが、出向の相手先を一緒に見つけてくれたり、出向契約締結のサポートを実施したりしています。（3ページ参照）

ステップ2 労働者の個別同意や就業規則等の整備、労使の話し合い

出向元　労働者

▶詳しくは出向ハンドブック16ページ

- 在籍型出向を命じるには、労働者の「個別的な同意を得る」か、または「出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則や労働協約等によって労働者の利益に配慮して整備されている」必要があるとされています。
- 産業雇用安定助成金（4ページ参照）を活用する場合は、労働者の「個別的な同意」を必ず得ることに加え、書面で労使協定を締結する必要があります。

ステップ3 出向契約の締結

出向元　出向先

▶詳しくは出向ハンドブック20ページ

- 出向期間や出向中の労働条件、賃金負担などについて、両社と労働者でよく話し合った上で出向契約を締結します。

ステップ4 出向期間中の労働条件等の明確化

出向先　労働者

▶詳しくは出向ハンドブック25ページ

- 労働者に対し、労働条件を明確にする必要があります。この労働条件は、出向に際して出向先企業が明示することになりますが、出向元が出向先に代わって明示しても問題ありません。

ステップ5 産業雇用安定助成金出向実施計画の届け出

出向元　出向先　産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック23ページ

- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、出向開始前に「出向実施計画届」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

出向開始

ステップ6 産業雇用安定助成金の支給申請

出向元　出向先　産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック30ページ

- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、計画届提出の際に選択した支給申請期ごとに「支給申請書」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。
  ※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しています！

- 具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
- 各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していますので、あわせてご活用ください。

厚労省ＨＰ

（公財）産業雇用安定センターでは「在籍型出向」のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、23万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

■コロナの影響で一時的に雇用過剰となった企業が労働者の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して**出向のマッチングを無料で行います**。

■全国47都道府県にセンターの事務所があり、企業の相談に応じています。

お問い合わせ先

産業雇用安定センターのホームページをご覧ください

公益財団法人 産業雇用安定センター

センターＨＰ

マッチング支援の流れ

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元・出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

ガイドブックはこちら→

助成対象となる「出向」とは？

雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象です。
また、出向した労働者は、出向期間修了後は、元の事業所に戻って働くことが前提です。
企業グループ内での出向も、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であることなど、一定の要件を満たせば助成対象となります。

助成の内容

①出向初期経費助成

【対象】出向**元**事業主と出向**先**事業主（企業グループ内出向の場合は**支給されません）**
【内容】**出向前に、出向の成立に必要な措置※を行った場合に以下の額を助成**

※就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練（出向元のみ）、出向者を受け入れるための機器や備品の整備（出向先のみ）など

	助成額	加算額
出向元・出向先	**各10万円／１人あたり（定額）**	**各５万円／１人あたり（定額）**

・出向先事業主は１年度あたり500人が上限です
・出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受け入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算

②出向運営経費助成

【対象】出向**元**事業主と出向**先**事業主
【内容】**出向中に必要な経費※の一部を最長２年まで助成**

※賃金・教育訓練・労務管理に関する調整経費など

助成率	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行って**いない**場合	**9／10**	**3／4**
出向元が労働者の解雇などを行って**いる**場合	**4／5**	**2／3**
企業グループ内出向の場合	**2／3**	**1／2**
上限額（出向元・出向先の合計）	**12,000円／１人１日あたり**	

・出向先事業主は１年度あたり500人が上限です

③出向復帰後訓練助成

【対象】出向**元**事業主
【内容】出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）※を行った際に、**訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成**

※出向から復帰後３か月以内の訓練開始や、訓練期間は６か月以内などの要件があります

	経費助成	賃金助成
助成内容	**実費（上限30万円）**	**１人１時間あたり900円（上限600時間）**

申請・お問い合わせ先

助成金の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、**コールセンター**、**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
電話番号　**0120-603-999**　受付時間　9:00～21:00　土日・祝日含む
※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。(公財)産業雇用安定センターではありませんのでご留意ください。

「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さま

「産業雇用安定助成金」をご活用ください

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元・出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。

ガイドブックはこちら→

助成対象となる「出向」とは？

雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象です。
また、出向した労働者は、出向期間修了後は、元の事業所に戻って働くことが前提です。
企業グループ内での出向も、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であることなど、一定の要件を満たせば助成対象となります。

助成の内容

①出向初期経費助成

【対象】出向**元**事業主と出向**先**事業主（企業グループ内出向の場合は**支給されません）**
【内容】**出向前に、出向の成立に必要な措置※を行った場合に以下の額を助成**

※就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練（出向元のみ）、出向者を受け入れるための機器や備品の整備（出向先のみ）など

	助成額	加算額
出向元・出向先	**各10万円／１人あたり（定額）**	**各５万円／１人あたり（定額）**

・出向先事業主は１年度あたり500人が上限です
・出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受け入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算

②出向運営経費助成

【対象】出向**元**事業主と出向**先**事業主
【内容】**出向中に必要な経費※の一部を最長２年まで助成**

※賃金・教育訓練・労務管理に関する調整経費など

助成率	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行って**いない**場合	**9／10**	**3／4**
出向元が労働者の解雇などを行って**いる**場合	**4／5**	**2／3**
企業グループ内出向の場合	**2／3**	**1／2**
上限額（出向元・出向先の合計）	**12,000円／１人１日あたり**	

・出向先事業主は１年度あたり500人が上限です

③出向復帰後訓練助成

【対象】出向**元**事業主
【内容】出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）※を行った際に、**訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成**

※出向から復帰後３か月以内の訓練開始や、訓練期間は６か月以内などの要件があります

	経費助成	賃金助成
助成内容	**実費（上限30万円）**	**１人１時間あたり900円（上限600時間）**

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局・ハローワーク
LL040930政03

受給までの流れ

①出向初期経費助成・②出向運営経費助成

1	出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1 労働組合などとの**協定** 出向予定者の**同意**
2	出向計画届提出・要件の確認※2
3	出向の実施（３か月間～２年間）
4	支給申請※3 助成金受給※4（最長１年間）
5	支給期間延長届提出・要件の確認※2※5 （６か月ごと）
6	支給申請※3・助成金受給※4

※1　出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

※2　**出向元事業主と出向先事業主が出向計画届（または支給期間延長届）を作成**し、出向開始日（または延長希望日）の前日（可能であれば２週間前）までに**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います）

※3　1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います）

※4　支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

※5　支給期間の延長には、引き続き生産量要件（出向元）や雇用量要件（出向先）などの要件が延長届の提出時とその６か月後に審査されます。

③出向復帰後訓練助成

1	復帰後訓練計画届提出・要件の確認※6
2	復帰後訓練の実施
3	支給申請・助成金受給

※6　**出向元事業主が復帰後訓練計画届を作成**し、訓練開始日の前日（可能であれば２週間前）までに**都道府県労働局またはハローワークへ**提出してください。

計画届、延長届の提出と支給の申請は**オンラインでも**受け付けています。

【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】
https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/

参考：出向運営経費助成額比較（イメージ）

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

・出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**

・出向期間中の出向運営経費　－ 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**
　　－ 出向先での教育訓練と労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・出向先ともに中小企業事業主で、出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない場合の例です。
※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■産業雇用安定助成金の例（出向運営費）

出向元		出向先	
3,600円		**8,400円** (出向先賃金負担分：5,400円 + 教育訓練・労務管理に関する調整経費：3,000円)	
助成額 **9／10（3,240円）**	**実質負担** **1／10（360円）**	**助成額** **9／10（7,560円）**	**実質負担** **1／10（840円）**

■（参考）雇用調整助成金の場合

助成額 **2／3（2,400円）**	**実質負担** **1／3（1,200円）**	**実質負担** **10/10（8,400円）**

申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、**下記のコールセンター**または**最寄りの都道府県労働局**、**ハローワーク**までお問い合わせください。
※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】
電話番号　0120-603-999　受付時間　9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さま

2022（令和４）年10月１日 制度改正

産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡大します

令和４年１０月１日の改正内容

①支給期間の延長　出向労働者一人あたりの支給期間を延長します

現行		改正後
最長１年（365日）	▶	**最長２年（730日）**

- 延長される期間は、令和６年３月31日までです。
- 延長希望日の３か月前から前日までの間に**「延長届」の提出が必要**です。
  なお、令和４年11月30日までに延長届を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。
- 支給期間の延長には、引き続き売上高や生産量などの生産指標が一定以上減少しているか（※）（出向元）、雇用量が一定以上減少していないか（出向先）などの**要件が延長届の提出時とその６か月後に審査**されます。
- 令和４年10月１日時点で、１年を超えて引き続き出向を実施している労働者は、令和４年11月30日までに延長届を提出すると、**さかのぼって支給**されます。**※出向計画届提出時と生産量要件が一部異なりますのでご留意ください。**

②支給対象労働者数の上限撤廃　支給対象労働者数上限を一部撤廃します

現行		改正後
出向元・出向先ともに最大500人まで※	▶	**出向元事業所に限り上限撤廃**

※１年度あたり

- 資本的・経済的・組織的関連性など、独立性が認められない事業主間で実施される出向はこれまでどおり最大500人までです。

③出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成　【新設】

出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験を**ブラッシュアップさせる訓練（off-JT）を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。**

経費助成：**実費（１人あたり上限30万円）**
賃金助成：**１人1時間あたり900円（上限600時間）**

- 出向から復帰後３か月以内の訓練開始や、訓練期間は６か月以内などの要件があります。
- 出向復帰後訓練を行う場合は、訓練開始日前日までに**「復帰後訓練計画」の提出が必要**です。
  なお、令和４年11月30日までに訓練計画を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。

産業雇用安定助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して助成を行うものです。助成金の支給要件や手続き方法は、ガイドブックをご覧ください。

産業雇用安定助成金ガイドブック

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまたは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。
※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話番号　**0120-603-999**　受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

お問い合わせ先

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　**都道府県労働局・ハローワーク**

LL040930政01